

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第1号）

平成26年12月2日

- 開 会 午前9時30分
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号)
- 日程第6 議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について
- 日程第11 議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正について
- 日程第12 議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第13 議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第75号 市道路線の認定について
- 日程第20 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第21 発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出について
- 日程第22 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第41号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第24 議案第42号 平成25年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 議案第43号 平成25年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 議案第44号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 議案第45号 平成25年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

開会

( 9 時 30 分 )

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成26年第4回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第61号から議案第76号までの議案16件につきましては、提案理由の説明、発議第4号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、議案第40号から議案第46号までの議案7件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松下議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、田中宏幸議員及び西野豊議員の兩名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○松下議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○松下議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。次に、本定例会に市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案16件であります。

次に、議員から提出のありました議案は、配付のとおり発議第4号であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中に審査いたしました、平成25年度決算関係議案7件の審査報告書が、配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例会監査報告書が提出され、その写しは、配付のとおりで

あります。

次に、平成26年第3回定例会から平成26年第4回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成26年度和歌山県市議会議長会第2回総会関係については、事務局から報告させます。

○事務局 報告いたします。

和歌山県市議会議長会関係につきまして、平成26年11月7日金曜日、御坊市で平成26年度和歌山県市議会議長会第2回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。総会に先立ちまして、日高看護専門学校の視察を行いました。引き続き、御坊市の花ご坊で、第2回総会が開催されました。

主な内容は、新任正副議長の紹介では、和歌山市の正副議長、田辺市の副議長、有田市の正副議長の紹介、会長である和歌山市議会議長の挨拶、開催地である御坊市議会議長の挨拶と御坊市長の歓迎の挨拶、引き続き、御坊市議会議長の進行で、平成26年5月23日から平成26年11月6日までの会務報告、議長会関係の次期役員候補市の推薦、全国市議会議長会の全国委員候補市の推薦、全国市議会議長会の議員共済会代議員候補市と共済会審査会委員候補市の推薦、全国広域連携市議会協議会の次期役員候補市の推薦を行い、最後に、次期総会の開催市と開催期日について協議を行い、平成27年2月12日木曜日、田辺市で開催することを決定し、平成26年度和歌山県市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

以上です。

○松下議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 市長の行政報告

○松下議長 日程第4 市長から行政報告を願います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

年の瀬も押し迫り、何かと忙しい毎日ではございますが、議員の皆さんにおかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。また、平素は岩出市発展のため、行政全般にわたり種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成26年第4回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき開会できますことに厚くお礼を申し上げます。これより、

本会議の開会に当たり、当面の市行政について、ご報告をさせていただきます。

初めに、紀の国わかやま国体リハーサル大会についてであります。平成27年の紀の国わかやま国体を見据えて、11月にボーリング競技及びバドミントン競技のリハーサル大会を開催いたしました。リハーサル大会において把握した問題点等については、本大会の円滑な運営に反映させてまいります。議員各位のご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、大阪方面路線バスについてであります。大阪方面への通勤・通学・買い物などの利便性を図るため、現在、土・休日に限り、りんくうタウン駅まで延伸運行しております。この大阪方面路線バス岩出樽井線は、利用客の増加とともに、平日運行の要望もあったことから、今月15日から平日の一部の便についても運行を開始いたします。これにより、平日・休日とも大阪方面や、特に関西国際空港への交通の利便性が増し、市民サービスの向上が一段と図られるものと期待しています。

次に、技師職員の採用についてであります。より幅広い人材を確保するため、従来の採用に加え、民間企業などで勤務経験のある土木技師の職員募集を行っております。

次に、人権啓発についてであります。国では、12月4日から12月10日を人権週間と定めております。また、和歌山県では、この週間を含む11月11日から12月10日までを人権を考える強調月間として提唱し、11月の同和運動推進月間とあわせて各種の取り組みが行われます。岩出市では、JR岩出駅前や市内のスーパーにおける街頭啓発を初め、文化祭での人権啓発ポスター展、公民館などへののぼり旗の掲揚や懸垂幕の掲出、11月15日には人権を考えるつどいを開催するなど、住民の人権意識の高揚と人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるところであります。今後も「すべての人の人権が尊重され、心安らかに住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」を基本理念とする岩出市人権施策基本方針に基づき、人権啓発を行ってまいります。

次に、道路渋滞対策事業として取り組んでおります、京奈和自動車道岩出インターチェンジのアクセス道路、市道根来安上線新設改良事業についてであります。平成26年10月末までに全線の改良工事を発注し、そのうち現在386メートルの区間が完了いたしました。なお、舗装工事等につきましては、平成27年2月ごろに発注し、平成27年度開催の紀の国わかやま国体・大会や供用開始が予定されている京奈和自動車道の県内全線完了に向け、工事を進めてまいります。

次に、教育関係についてであります。和歌山県学習到達度調査が12月9日に実

施されます。この調査は、児童生徒の学力の定着状況をきめ細かく把握し、指導方法の工夫、改善に役立てるとともに、個に応じた指導を充実させ、学習指導要領に示された当該学年の学習内容の定着を図ることを目的に、県教育委員会が実施するもので、小学校4年から6年、中学校1・2年を対象に、国語と算数・数学の調査を実施します。また、4月22日に全国学力・学習状況調査と岩出市学力調査を実施しております。これらの調査結果を踏まえ、教育委員会では各学校を訪問し、それぞれの学校の改善ポイントを全教職員に説明するとともに、各学校では、明らかになった課題を改善すべく取り組みを進めているところであります。

なお、間もなく実施されます県学力到達度調査は、現在進めている改善の取り組みの有効性について検証する絶好の機会と位置づけるとともに、新たな課題に対しては、平成27年4月に実施する岩出市学力調査及び全国学力・学習状況調査により課題の改善状況を検証いたします。このように4月の岩出市学力調査、全国学力・学習状況調査と12月の和歌山県学習到達度調査を活用し、学力向上対策を検証する機会を年に2回設け、より実効性のある学力向上対策を実施してまいります。

次に、第9回岩出市民運動会、第9回岩出市文化祭についてであります。市民運動会は、大型台風19号接近のため、当初の予定を変更し、10月19日に開催し、多くの方に参加いただき楽しんでいただきました。

また、当日は、アマチュアスポーツにおいて、国際大会で優秀な成績をおさめられた2名の方に岩出市スポーツ栄光賞、国体や関西大会で優秀な成績をおさめられた4名の方にスポーツ奨励賞の表彰をそれぞれ行いました。

また、文化祭は11月1日・2日の両日、「共に伸び行く市と文化」をキャッチフレーズに開催し、多くの方にご来場いただき盛会に開催できました。なお、文化祭の開式に当たりとり行いました岩出市市民表彰式では、長年にわたり社会福祉の増進、消防団活動、生涯学習の推進等、本市の発展に多大な貢献をされ、その功績が顕著な17名の方々がふるさと賞を受賞されました。いずれの催しも議員各位を初め多くの市民の方々のご参加をいただき、盛会裏に終了することができましたこと、厚くお礼申し上げます。

次に、成人式についてであります。平成27年1月12日の成人の日には新成人を励ますとともに、社会人としての自覚を促すことを目的として開催をいたします。今回の対象者は、平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれの方、700人です。議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようお願いいたします。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げます、私の行政報告とさせていただきます。

○松下議長 これでは、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号) ~

日程第20 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議  
について

○松下議長 日程第5 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号)の件から日程第20 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が新規制定で1件、一部改正で6件、平成26年度の一般会計を初めとする補正予算の案件が6件、市道路線の認定に関する案件が1件、一部事務組合規約の変更協議に関する案件が1件の計16件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件について説明いたします。

議案第61号 平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号についてであります、既決の予算の総額に1,963万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を155億9,746万1,000円としたものであります。これは、衆議院の解散に伴い執行される選挙の経費について補正をしたものであります。

次に、条例案件について説明いたします。

議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります、給与に関する人事院勧告に準拠し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について、改定するものであります。

次に、議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります、



給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の給料月額のほか、勤勉手当等について改定するものであります。

次に、議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正についてであります。地籍調査の成果を有料で交付するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正についてであります。健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金について「39万円」を「40万4,000円」に改正するものであります。

次に、議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定についてであります。上水道事業の合理的な管理運営を図るため、必要な調査及び審議をする機関として、岩出市上水道事業運営審議会を設置するため、制定するものであります。

次に、議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正についてであります。消防団の適正な運営を図るため、消防団の管轄区域、消防団員の身分の取り扱いなどについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。児童扶養手当法の一部改正に伴い、同法の引用部分について、所要の改正をするものであります。

続いて、平成26年度の補正予算案件についてを説明いたします。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算総額に5億4,031万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を161億3,777万4,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、障害者総合支援給付費及び障害児通所給付費に係る国・県支出金のほか、特別会計における前年度精算に伴う繰入金、前年度繰越金、臨時財政対策債などについての補正するものであります。

歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、特別会計への繰出金、前年度補助金の精算に伴う国・県への返還金、障害者総合支援給付費、那賀消防組合負担金、体育施設の修繕に伴う工事請負費、繰上償還による公債費、基金積立金などについて補正するものであります。

次に、議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に461万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を55億4,002万2,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、前年度繰越金について、歳出では、平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の精算に伴う返還金のほか、前年度精算に伴う

一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に8,357万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を29億2,718万5,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、前年度繰越金について、歳出では、平成25年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金のほか、前年度精算に伴う一般会計繰出金、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に2,906万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を6億7,391万6,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴う一般会計繰入金のほか、前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金のほか、前年度精算に伴う一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に2,022万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を32億6,259万4,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、一般会計繰入金のほか、前年度繰越金について、歳出では、人事院勧告に伴う人件費のほか、前年度精算に伴う一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に162万5,000円を追加し、補正後の予定額を19億6,467万2,000円とするものであります。

主な補正の内容は、人事院勧告に伴う人件費について補正するものであります。

次に、議案第75号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路等10路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第76号 和歌山県市町村総合事務組規約の変更に関する協議についてであります。平成27年4月1日から串本町古座川町衛生施設事務組合に係る常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務について、和歌山県市町村総合事務組合で共同処理するため、規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○松下議長 以上で、提案理由の説明は、終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出について

○松下議長 日程第21 発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第4号、山本重信議員、演壇でお願いいたします。

○山本議員 おはようございます。

発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出について説明をいたします。

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月2日提出

今回は、今までの提出議員、賛成議員ではなく、全員が提出者となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

提出者 岩出市議会議員 山本重信  
提出者 岩出市議会議員 田畑昭二  
提出者 岩出市議会議員 吉本勸曜  
提出者 岩出市議会議員 福山晴美

(提出先) 岩出市長

要望書を朗読いたします。

近年、人口減少と少子化問題については、早急な対策が必要とされ、女性が安心して出産や子育てと仕事を両立できる社会の実現や安心感と納得感が得られる子育て支援施策の充実が求められています。

市は、これまで、子どもの医療費助成など個人給付的なものは統一された制度の中で、全国すべての子ども、子育て家庭に平等に提供されるべきとの認識のもと、県、近畿、全国市長会の重点要望として国に働きかけていると繰り返し述べられています。

当市議会においても、子ども医療費の自治体間格差を早急に解消し、安心して子

育てするためにも、国の制度として実施されるべきであるとして平成25年12月17日付けで、「国による子ども医療費助成制度の創設を求める意見書」を政府、国会に提出しているところであります。

一方、国民生活に目を移すと、平成26年4月からの消費税引き上げ以降、景気の向上は実感できるようなものではなく、実質賃金は伸び悩み、消費は下げ止まる見通しもなく依然として低迷しており、特に、経済的な負担が多い子育て世代には非常に厳しい状況が続いております。

現在のところ国においては、社会保障と税の一体改革の中で、子ども医療費助成制度の創設に向けた動きは見られず、今後においても、制度化への見通しは明るいとはいえない状況である中、県内の自治体では、制度内容の見直しが図られるなど、地域間での子育て家庭における経済的な負担感の相違が顕著となっています。

よって、本市においても、子ども医療費助成の拡充を行い、子育て世帯の負担軽減を図られるよう強く要望します。

以上の説明により、提案理由としては、子育て世代への経済的支援と未来を担う子供たちの健康を守るためにも、子ども医療費助成制度の拡充を願うため、この要望書を提出するものであります。

皆様方全員にご賛同いただきたいとお願い申し上げます、終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は、終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第28 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○松下議長 日程第22 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第28 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○中芝市長 決算審議の前に訂正とおわびを申し上げます。

議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算及び議案第44号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算に係る附属資料、主要施策の成果説明書

について記載誤りがありました。

48ページ以降の款項目欄の16目障害者自立支援給付費を16目障害者総合支援給付費に、55ページの款項目欄の7目児童虐待・DV費を7目児童虐待・DV関係費に、69、70ページ、リサイクル工房事業の款項目欄の1項保健衛生費、5目環境衛生費を2項清掃費、1目クリーンセンター費に、71、72ページの款項目欄の2項保健衛生費を2項清掃費に、84ページの款項目欄の1目道路橋梁費を1目道路橋梁維持費に、130ページの款項目欄の1目保健体育総務費を2目社会体育振興費に、140ページの款項目欄の1項総務管理費の「監」に誤字があり、それぞれ訂正させていただきました。

心からおわびを申し上げます。今後このようなことのないよう、指導を徹底してまいりますので、よろしく願いをいたします。

○松下議長 これより、ただいま議題となっております議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員長、山本重信議員。

演壇でお願いいたします。

○山本議員 決算審査特別委員会の報告をいたします。

9月11日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、平成25年度決算関係議案7件でありました。決算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

当委員会は、9月22日月曜日、本会議終了後、午前10時40分から平成25年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

決算関係書類の歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲につきましては、議会から当委員会に権限を委任されていることから、当委員会で検閲することを決定し、各部門の審査の前、10月14日火曜日午前9時30分から正午まで総務部門、15日水曜日午前9時30分から正午まで文教部門、16日木曜日午前9時30分から正午まで厚生部門、17日金曜日午前9時30分から正午まで建設部門の検閲を行いました。

各部門の検閲終了後、10月14日火曜日午後1時15分から一般会計の総務部門の質疑、15日水曜日午後1時15分から一般会計の文教部門と議会部門の質疑、16日木曜日午後1時15分から一般会計の厚生部門と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、以上3件の特別会計に対する質疑、17日金曜日午後1時15分から一般会計の建設部門と下水道事業特別会計、墓園事業特別会計、以上2件の特別会計と水道事業会計に対する質疑を行いました。

なお、一般会計及び下水道事業特別会計につきましては、質疑に入る前に、教育長、生活福祉部長、事業部長及び上下水道局長から附属資料に係る訂正の申し出があり、経過説明の後、質疑を行いました。

決算議案7件に対する質疑終了後、討論、採決を行いました。

議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第41号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第42号 平成25年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第43号 平成25年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第40号から議案第43号までの4議案は、賛成者多数により認定、議案第46号は、賛成者多数により可決及び認定いたしました。

議案第44号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第45号 平成25年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、以上2議案につきましては、全会一致で認定をいたしました。

なお、決算審査特別委員会における付託議案7件に対する審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、全議員に配付させていただきます。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は、終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案について、討論、採決を行います。

議案第45号 平成25年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告はありません。

これをもって議案第45号に対する討論を終結いたします。

議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

安倍自民政権が復活し、日本を取り戻すとしてアベノミクス、新国家主義的な強権政治を進めてきました。推し進めたアベノミクスは、一部の大企業、ゼネコン、大手銀行に巨額の税金を投入する一方、中小零細企業、労働者にはその恩恵は回らず、日本経済と国家財政をますます窮地に追いやることになりました。

そうしたもとでの平成25年度岩出市政は、市民生活を支援する政策の充実が求められていました。当市における25年度決算について、市民にとってどうだったのか。地方自治体の本来の役割として、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育、福祉の充実策が図られてきたかが問われることとなります。

しかし、決算を見る限り、積極的な住民が望んでいる施策の充実、お金の使い方がされていないと考えます。その理由は、年度途中で減債基金への積み立てや繰上償還を行ってきたことです。繰上償還の説明では、将来の負担軽減等、市民には聞こえがいいことを説明されておりますが、言いかえれば、現役世代の要求に応えようとせず、我慢をさせるというものです。公共施設建設等の返済は、将来にわたって市民が利用するものであり、何が何でも今すぐ返す必要もなく、建設に必要なお金は国も借金を認めているものです。

減債基金の状況は、平成24年度末では12億円、標準財政規模で他市と比較しますと、橋本市154億2,000万円の1.4%、2億2,000万円、海南市140億3,000万円の1.7%、2億4,000万円。一方、岩出市は91億円の13.1%、12億円と桁違いに過剰な積み立てを行ってきています。25年度末では14億円と昨年よりも2億円もふえています。また、最近では臨時財政対策債までも繰上償還するという事までしてきています。

しかし、臨時財政対策債は、負債ではありません。もともと、臨時財政対策債は、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして該当する地方公共団体みずからに地方債を発行させる制度で、形式的には、その自治体が地方債を

発行する形式をとりますが、償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源と見て差しさわりのないため、負債ではないということです。基準財政需要額を満たすために措置される地方交付税相当を繰上償還するということは、岩出市民には基準財政需要額以下の行政サービスしか提供されていないことを意味します。本来であれば、市民サービスに使われるべきお金が使われていないと指摘せざるを得ません。

また、財政調整基金も数年前までは減っているからと説明があったものの、24年度、25年度では15億円にもなっています。こうした状況から見ても、市民要求に十分応えるだけの財政はあります。子供からお年寄りまで全ての市民が健康で豊かな生活を送る岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。個々の政策分野に対する問題を指摘する以前に、財政運営全般の問題が大きいということを指摘せざるを得ません。

この決算は、市民から見ても納得できないものだと考え、反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

市の財政は、まだまだ厳しい状況にあると思われませんが、徴収努力による市税の収入確保、また、国・県の補助金等の活用を図ることによる財源確保に努められています。歳出においては、緊急性、必要性をもとに着実に事業を進め、住民福祉、都市基盤整備、防災対策、教育環境の整備など限られた財源の中で、的確な対応をされています。

以上の理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

反対討論ですね。尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第40号 平成25年度一般会計決算認定について、反対討論を行います。

平成25年度決算に対して反対の討論を行うに当たって、私は、予算案の議案審議の際、数点にわたり指摘、改善するよう求めてまいりました。しかし、行政の取り組みは改善しているとは思いません。決算は、予算でわからなかった前年度の会計の全てをあらわしております。予算や決算の一つ一つが政策をあらわしており、政策が効率的に遂行されたか、効率的に実施されたか、公平・公正に執行されたか、



岩出市民にとっての利益になったのか、無駄な支出はなかったのか、異様な支出はなかったのかなどが決算審査の最も重要な視点であります。

財政は目的を実現するための手段であります。この1年を総括するには、具体的に指摘した事項がどのように支出されたのか、依然として、前年と同様な慣行やなれ合いの税金が使われているのが実態であります。その視点は、市民サイドに力点を置き、あらゆる事業がどうであったかであります。しかし、決算における報告では、少しは進歩が見られるものの、まだまだほど遠いものであります。いまだに旧態依然の対応しかされていない事業も多くあります。

地方自治体における議会と行政は二元代表制度であり、相互に市民から付託を受けた議会として、市民目線で行政をチェックし、全ての事業を岩出市民のサービス向上に寄与すべきであります。

1 会計年度の歳入歳出予算の執行の結果を係数的にまとめたものが決算であります。決算過程は、会計管理者による作成、監査委員の審査、議会の認定及び自治大臣、または知事への報告と住民への広報という手順で行われます。ここで重要なのは議会の認定であり、決算の効力には影響はないとされておりますが、本来、予算そのものが住民イコール議会の統制手段として存在し、決算がその総括をするならば、議会の認定を単に形式的側面から見ただけでは不十分であると考えます。少なくとも議会の認定を通じて、市長の政治的・道義的責任を明確にすることが必要であり、監査委員のあり方も含め、議会による認定の機能を強めることが大切です。

しかしながら、現在の議会運営は、行政と一体になり、議員の発言する権利を所属する政党・会派・会派人数の多少に関係なく、一人一人の議員がどのような発言であれ、これを保障することが議会制民主主義の基本であるべきですが、決算関係書類の検閲は、決算審査特別委員会の委員のみとして、市民から選ばれた議員には、事前に質問事項の提出や申し込みを求めるなど規制を行い、自由な発言を抑制する行為は許されるものではありません。

さらに質疑時間を30分と限定し、持ち分がありながら何ら発言しない会派がいることも、議会が市民から形骸化していると言われるゆえんであります。また、提案者である市長を各委員会に参加しなくていいという運営は、最高の責任ある提案者である市長の説明責任を免罪するものであります。

決算は、過去1年間の事業の評価をし、自治体として本当に必要な事業であったのかを総括し、次年度への決算につなげていくことが最も重要であります。

また、市民への公表についても、議会が認定しない段階で市の広報に掲載することはやめるべきであると、私は議長に申し入れておりましたが、12月号には既に掲載されており、市議会を軽く見ている、軽視をしているあらわれであると言わざるを得ません。

決算の総括において、事業内容と実績を報告されていますが、総合評価としては出ておりません。具体的に事業内容を詳細に分析し、それをもとに次年度における事業計画案を作成すべきであります。従来の惰性や慣行から完全には抜け出ていません。多くの市民が参加する中において、事業評価を実施し、その声を反映させるべきであります。

特に、入札に関しても、過去からの業者委託、談合体質が長きにわたり水面下であり、市民の市政に対する信頼は回復しておりません。公平で透明性のある入札制度を求めておりますが、1円たりとも血税を無駄にしないよう、入札制度の改善と改革を忘れてはいけません。しかし、具体的には改善した事項は不明確であります。

25年度決算に対し反対する理由を述べたいと、さらに思います。

決算に占める不納欠損金は、市税で3,881万8,000円、国保で1億89万9,000円、介護保険で705万4,300円等々で、総合計では2億1,000万からあり、24年度と比較しても改善しておりません。

2番目に、市税の収入未済金額についても、全庁体制で削減すると言いながら、目に見えた改善はされていないと思います。より具体的に目標を設定し、取り組まなければならないと考えております。

さらに、予算の流用や充用の件数は依然としてあり、改善されておりません。

4番目に、市有財産に関して、嘱託登記をするよう求めてきましたが、いまだに具体的実施に至っておりません。市有財産を明確にしていくべきであります。決算の資料において、昨年と同様の後日、訂正があったことは、いかに緊張感が欠如している証拠であります。

また、地球環境を守るため原子力発電から脱皮して、福島原発事故はいまだに終息しておらず、小児がんが多発している中、安全・安心である再生可能エネルギーへの最大限の導入をすること、岩出市において太陽光発電の補助金制度を創設すべきであると提案してきましたが、いまだ実施をされておりません。

成果報告書について、事業の予定、実施計画、達成等々を常に総括しながら、市民が一目でわかる、理解できるようにすべきであります。さらに、市民参加のもと、事業評価を実施すべきであると思います。

超過勤務手当について、前年度、減少しているとは、まだまだ改善すべき点があります。職員の長時間労働を少なくし、職場の安全衛生を行い、職員の健康と安全を守る観点から具体的に実効性ある行動をすべきであります。

次に、市民サービスには、正規・非正規を問わず業務に邁進しております。非常勤労働者を正規の労働者へ転換し、全ての労働者の労働条件の向上、賃金のアップを早急に実施し、勤労意欲へ結びつけるべきであります。

次に、選挙事務についてですが、投票管理者への報酬が岩出市条例に違反しており、現在、法廷において審判を求めています。早期に条例に基づき実施されるよう是正を求めておきます。

10番目に、大門池所有権裁判においては、10年近く市民との間で裁判闘争しておりますが、最高裁の上告申し立ては不受理となり、最終判断が下されており、一日も早い早期円満解決を求めるよう執行部にお願いをしたいと思います。

次に、負担金、補助金及び交付金について、過去の慣行で安易に支出していないか、再度抜本的に見直すべきであります。

次に、障害者の表記について、人権を守ると言いながら、「害」の漢字の字をいまだに漢字表示にしており、平仮名表示とすべきであるということを求めています。これも改善をされておられません。

次に、監査委員を初め各種行政委員の報酬については、市政にふさわしいものに報酬の引き上げを図るべきであります。

次に、岩出市の基金残高は、24年度比4億6,000万増となり、54億6,000万もため込んでいる実態であるにもかかわらず、中学校卒業までの医療費の無料化、マンモス中学校の解消、ごみの有料化をやめて、市民の生活を守る施策に変換すべきであります。

さらに、さきの市民表彰において、一言、提案をさせていただきたいと思います。壇上において長時間にわたり立ったまま、全員が表彰が終わるまで立っておられません。こういうことを改めると同時に、椅子を設置して、階段においては手すりを設置した階段に改善をするよう要望しておきます。

よって、私は以上の理由により、この決算認定については反対いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で、議案第40号に対する討論を終結いたします。

議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり認定されました。

議案第41号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第41号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

国民皆保険制度、国民健康保険事業は、社会保障制度として国民のセーフティネットでありながら、国が国庫負担割合を変えたことによる財政的問題、加入者の経済的に脆弱という構造的な問題を大きく抱えながらも、抜本的な解決が行われず、それぞれの自治体が保険税の値上げで対応してきました。

結果、払いたくても払えない、払ってしまうと生活が成り立たないなどの矛盾を生み出しています。しかも、ペナルティーが強化され、保険証そのものが取り上げられる、無保険によって命が奪われるなどといった状況が、全国的な社会問題となっています。

この間、平成21年、22年と連続して国保税の値上げが行われ、2年間だけで1億円以上も国保加入者の負担増がされてきています。このような増税策は国保を払えない人をふやし、結果的に不納欠損をますますふやすことになるのは明白であり、一般会計から繰り入れ、国保加入者の負担軽減を図るべきだと共産党は指摘をしてきました。

岩出市の不納欠損額状況は、22年度が8,300万円、23年度で8,056万円、24年度、8,999万円、25年度では1億89万円となり、指摘をしてきた状況があらわれてきています。収入未済額に関する調べでは、経済的な理由により徴収することが困難なため、収入未済となっていると市自身が収入未済理由に挙げており、国保加入者は、この間の値上げに悲鳴を上げて、期日内に支払われない状況だと言わざるを得ません。経済状況の悪化や大增税を行った影響が明確にあらわれてきています。

また、一貫して一般会計からお金を借りているから返済するんだという岩出市の対応姿勢があることは、国保利用者には理解が得られないと考えます。税の基本的な考え方は、単年度主義です。にもかかわらず、現在の国保加入者は、過去に執行

された予算に対する返済、今年度の予算執行という国保税の二重の負担を強いられているところに、岩出市の財政執行の異常さがあります。国保会計の健全化、国保利用者への重い負担を解消するために、一般会計から繰り入れることこそ、行政の責任ではないでしょうか。

25年度決算においては、国保税引き下げの声がある中で、国保税引き下げの姿勢を見せない対応や国保加入者の命と健康を守るという点で、資格証明書、短期証明書の発行を初め市民サービスや国保利用者の切実な要望に充分応えられているとは言いがたい面がある決算内容だと考えます。

よって、この決算議案には反対といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で、議案第41号に対する討論を終結いたします。

議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり認定されました。

議案第42号 平成25年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 議案第42号 平成25年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

介護保険制度は15年経過し、この間、社会保障切り捨ての構造改革が進められた結果、介護保険制度は危機的な状況となっております。特別養護老人ホームの待機者が全国52万人、整備が急務です。しかし、特養の整備が保険料にはね返る仕組みが根本的矛盾になっています。超高齢化社会を目前に、老々介護、家族負担の増加など、介護サービスの必要性が高まる中、高い保険料を払っても介護サービスを受けられない実態が広がっています。

「保険あって介護なし」という実態では、制度として根本的な問題があると言わなければなりません。また、高齢者の生活の質を上げていくためには、生活習慣病予防と介護予防を地域で総合的に展開することが重要であり、それはさまざまな段

階において取り組まれなければならないものであります。そのためには、しかるべき人員を確保することも同時に求められておりますが、決算ではその対策を見ることができません。

さらに介護保険料が大きな負担となる中で、減免制度の充実が求められていますが、低所得者を初めとした社会的弱者に対する減免制度は、市として制度はあるものの減免制度そのものが、25年度においても不十分なものでした。

先般、医療・介護総合推進法が成立しましたが、その内容は、要支援者の訪問、通所介護を保険給付から外し、市町村の地域支援事業に置きかえることや特養老人ホームの入所を原則として、要介護3以上に限定するなどとなっていることから、介護保険に対する国民の不安や市民の不安がこれまで以上に増大しています。国に対し、軽度者切り捨てをやめ、必要な人が必要な介護を受けられる制度への改善を求めるべきです。

こうした点から考えても、市民から納得できないものと考え、反対いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第42号に対する討論を終結いたします。  
議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり認定されました。

議案第43号 平成25年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第43号 平成25年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

75歳以上の人を一律に後期高齢者と決めつけ、死ぬまで保険料を払い続ける。しかも年金から強制的に徴収する。そして、診療内容も別体系で行う後期高齢者医療制度には反対であり、撤回すべきです。

医療制度は、2年ごとに保険料の改定が行われます。保険料の引き上げは、本年度、平成26年度、引き上げがされました。厚労省の集計では、保険料を払えずに滞

納している高齢者は、全国で25万人以上、滞納のため資産を差し押さえられた人は、毎年ふえ続けております。保険証が手元に来ない人も生まれており、高齢者を年齢で差別し、負担増などの痛みを強いる制度の根本的欠陥は明らかであります。問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止し、以前の老人保健医療制度に戻すべきと考えるため、この決算には反対いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第43号に対する討論を終結いたします。議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり認定されました。

議案第44号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第44号 平成25年度下水道決算認定について、反対討論を行います。

平成25年度決算に対して反対討論について、25年度決算に対する反対理由を具体的に述べたいと思います。

まず、決算に占める歳入歳出額は5,604万3,614円の黒字となっております。そのうち下水道使用料8,984万2,870円、収入には水道使用量に比例して加算される料金体系になっているのが要因であります。

現行の一般汚水基本料金が20立方メートルで2,160円と決め、それ以下の20立方メートルを使用していない人には、過重な負担になっております。さらに公共用、営業用、浴場用等々の区別がなく、全て一律にこの料金体系としていることは問題であります。

また、上下水道の企業会計では、消費税を60条で、岩出市は国に消費税を納める義務はなく、8%の負担を市民に求めるべきではないと考えております。

下水道接続については、当初年度で目標値を具体的に設定し、それに向けて業務すべきであると思っております。

次に、市道以外の設備については、2カ所以上ないと本管を設置しないと決めて

いることは、公共性の観点から改めるべきであります。

最後に、下水道の埋設において、私は委員会で個人の私権を侵して行っていることを明らかにしてきました。委員会で指摘しましたが、このような工事をやめるべきであると考えております。

よって、私は以上の理由により、この決算認定については反対いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第44号に対する討論を終結いたします。

議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり認定されました。

議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算について、反対の立場で討論を行います。

監査委員の審査意見で、岩出市の経営状況については、純利益が7,755万円を計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされています。

地方公営企業法の第3条では、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とあります。

日本共産党は、公共料金への消費税上乗せについては行うべきでないと考えております。消費税というものは、所得が少ないほど負担割合が大きくなるという逆進性の税制である上、大型間接税そのものです。暮らしを圧迫する行為の1つであると考えます。また、使用水量の少ない家庭に対する基準の見直しや低所得者等の負担軽減策を初め岩出市独自の施策など不十分であると考えますので、よって、この議案に反対いたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。



西野豊議員。

- 西野議員 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安全で安定的に供給する役割を担っております。岩出市水道事業会計剰余金の処分については、水道事業会計は独立採算であり、健全かつ安定的な事業運営が必要でありますので、剰余金の積み立てを要すると考えます。

また、平成25年度の決算においては、水道事業の健全な経営のため、各事業に取り組んでいることがうかがえます。

以上のことから、私は賛成といたします。

- 松下議長 ほかに討論ありませんか。

尾和弘一議員。反対討論ですね。

- 尾和議員 議案第46号 平成25年度水道決算認定について、反対討論を行います。

水道会計の決算において、単年度損益は総収益、それから総費用、差引純利益7,755万円となっております。貸借対照表における剰余金は、87億9,460万2,540円と、毎年毎年増大をしております。その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用料を全て切り上げて一律に2,160円として徴収をする。この行為は、この公序良俗に反し、不合理性を正すべきとして、岩出市監査委員に対して監査請求を過日行いましたが、是正するに至りませんでした。

ことしの4月23日に和歌山地裁に提訴し、今月の26日に和歌山地裁の判決が下されることになっております。今後もその判決が不服の場合は控訴をする考えでおります。返還請求額及び岩出市上水道局長に対して、不当な徴収を解消するための返還請求であります。

他市における上下水道の料金体系は、実態使用水量に応じて、細分化されて、徴収されております。よって、使用水量に従ったものにすべきであると考えておりません。

本来、水道料金の支払いは、民法第555条、売買に該当し、「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」とあるように、使用数量に応じて請求し、支払うべきであると考えております。

水道法第1章、総則、水道法第1条には、「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護

育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」とあります。

さらに、水道法第2節、業務、第14条、供給規程には、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。」未使用水道料金の件数は3,000件に及び、使用している者が納付することになっております。

民法第90条、公序良俗、「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」に抵触していると考えております。

民法第703条に基づく不当利得に該当し、その返還請求しているのであります。

さらに消費税が3%引き上げられ8%となり、20立方メートル以下は全て2,160円となっていることは、ますます岩出市民の生活に負担を求めるものであります。

地方自治体が独占して行う水道事業の会計は、営利団体化していると言つても過言ではありません。冒頭に述べたように、そんなにもうけてどうするのかであります。現在、内部留保額は30億円から膨らんでおり、岩出市はこのお金を市民に還元すべきであると考えております。

よつて、この25年度水道決算認定については反対といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第46号に対する討論を終結いたします。

議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よつて、議案第46号は、原案のとおり可決及び認定されました。

~~~~~○~~~~~

○松下議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を12月8日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よつて、次の会議は、12月8日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時55分)